

平成30年度「東京都環境影響評価審議会」環境影響評価制度検討特別部会（第3回）議事録

■日時 平成30年8月27日（月）午後3時30分～午後4時20分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

■出席委員

柳特別部会長、町田委員、平手委員、藤倉委員

■議事内容

審議

東京都環境影響評価制度の見直しについて

⇒ 「「東京都環境評価制度の見直しについて 中間のまとめ」への意見の内容と意見に対する東京都環境影響評価審議会の考え方」及び「東京都環境影響評価制度の見直しについて 答申（案）」について審議を行った。

平成 30 年度「東京都環境影響評価審議会」

環境影響評価制度検討特別部会（第 3 回）

速 記 録

平成 30 年 8 月 27 日（月）

都庁第二本庁舎 31 階 特別会議室 24

(午後 3 時 30 分開会)

○森本アセスメント担当課長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そして猛暑の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。

現在、環境影響評価制度検討特別部会委員 5 名のうち、3 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、特別部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○柳部会長 はい、わかりました。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第 6 条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から 30 名程度としたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳部会長 傍聴の方は、会議の途中で退席されても構いません。

それでは、ただいまから特別部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「東京都環境影響評価制度の見直しについて」と、「その他」となっております。

それでは、「東京都環境影響評価制度の見直しについて」の審議を行います。

初めに、資料 1、東京都環境影響評価制度の見直し、中間のまとめに対する意見募集結果について、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント条例担当課長 それでは、資料 1 と、それから A3 判の資料 1 の別紙につきましては、中間のまとめへの意見募集の結果についてでございますけれども、その対応として資料 2 の答申案に反映した内容もございますので、資料 1 と 2 をまとめて御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、まず、資料 1 をご覧ください。

この資料は、東京都環境影響評価制度の見直し、中間のまとめへの意見募集の結果についてまとめたものでございまして、まず、1、意見募集の期間でございますけれども、平成 30 年 6 月 27 日から 7 月 26 日までの 30 日間でございます。

次に、2、提出された意見数でございますけれども、5通で、延べ20件の意見をいただいております。内訳は、4通が法人の意見で、件数としては15件、1通が個人の意見で、件数としては5件でございます。

3の意見の内容でございますけれども、(1)の内訳のとおり、施設更新時等の手続の明確化に関するものが10件、事業内容等変更時の手続要件の明確化に関するものが6件、環境影響評価図書の公表方法の見直しに関するものが1件、その他が3件でございます。

(2)のとおり、具体的な意見の内容と意見に対する審議会の考え方につきましては、別紙に記載しております。A3判の資料1別紙の1ページをご覧ください。

まず、1、施設更新時等の手続の明確化に関することでございます。

最初の御意見でございますけれども、3件ございまして、いずれも中間のまとめ3ページ中の道路又は鉄道等の更新に関する記述についての御意見でございます。道路構造物の安全や施設の保全のために行う防護柵ですとか、あるいは遮音壁や床版等の取替工事がアセスの対象となるか否かについて明確にしてほしい。それからまた、橋脚、桁等の除却を行う更新とありますが、その等とは何かを明確にしてほしいというものでございます。

審議会の考え方としては、資料記載のとおり、御意見のとおり、安全や施設の保全のために行う防護柵、遮音壁や床版等の取替工事は、中間のまとめで、更新の要件について新設等と同じ形態の行為であるという考え方を採用したことを踏まえれば、橋脚、橋台又は桁の除却に伴って取り替える場合を除き、道路の更新には含まれないものと考え、中間のまとめで示した、高架、橋梁等の道路又は鉄道等の更新の考え方について、より範囲を明確にした記述に修正する。また、更新に含まれないものの範囲につきましては、代表的なものなど具体的に示す必要があると考えるが、その示し方や内容につきましては、審議会答申を踏まえ、今後、都で検討していくことになるかとさせていただきます。

続きまして、次の御意見でございますけれども、中間のまとめの1ページに、施設更新時にアセス手続を行う必要がある理由として、施設の更新は、解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあることとの記載があることから、施設の更新を新たに定義するよりも直接的に解体工事を対象としたほうが分かりやすい。例えば、大規模な工場敷地内において、一部の工場施設を解体し、工場用途以外の事務用途等に転換する事業の場合、敷地内に工場用途が残っていれば、新しい考え方では施設の更新となりますが、工場による環境影響は従前よりも小さくなるのが明らかなので、これは供用後の工場用途としての環境影響予測を行う必要はない。逆に、解体が対象であれば、新築する建物がどん

な用途であっても影響が大きいとされている解体工事そのものを影響評価することができる。今回の中間のまとめで想定している更新は、新たに定義される解体と、これまでの新築とを組み合わせれば対応可能であるし、解体のみでも環境影響予測ができるという意見でございます。

審議会の考え方といたしましては、審議会は、都知事の諮問趣旨のとおり、より適正かつ円滑に制度を運用するためには施設の更新が対象となることを明確化する必要があるという考え方を中間のまとめに示してございます。御意見をいただいた解体工事については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでも解体工事を含めて環境影響評価を行っており、今後も適切に制度を運用していくべきと考える。なお、大規模な工場敷地内において、一部の工場施設を解体し、工場用途以外の事務用途等に転換する場合、必ずしも工場による環境影響が従前よりも小さくなることが明らかであるとはいえないと考えるとさせていただいてございます。

それから、続きまして、次の御意見でございますけれども、技術指針の解説において、対象事業のうち、新築、新設、設置等の対象事業で事業の実施前までに行う解体工事に伴う環境影響要因については抽出する必要はないとされているが、更新等の場合にも同様に解体による影響は予測・評価の対象とせず、アセス手続中に既存施設の除却は可能かというものでございます。

審議会の考え方としては、更新等の場合、必ず解体があるため、解体工事を含めて環境影響評価を行うことになる。また、新築等については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでと同様に解体工事を含めて環境影響評価を行うことになるかとさせていただいております。

次の御意見でございますけれども、敷地内に複数棟の施設を有する工場において、1棟を解体した後、解体後の空き地に施設を設置する場合、増設等又は更新等のどちらに該当するか判断基準を明記していただきたいというものでございます。

審議会の考え方としては、都は、事業者が参考にし得る情報を具体的に示す必要があると考える。その示し方や内容については、審議会答申を踏まえ、今後、都で検討していくことになるかとさせていただいております。

1枚おめくりいただきまして、2ページの上の欄をご覧ください。

次の御意見でございますが、敷地内に既存建築物が存在する土地において、1点目は、高層建築物の設置や住宅団地の設置を計画する場合、既存建築物の除却が必要となる。条例改

正後では、このように既存施設の除却が必要な事業は、全て更新等と判断されるのか。2点目は、除却する施設の用途と新築する施設の用途が異なる場合、例えば、工場を閉鎖して集合住宅を建設する場合には、除却行為があっても、新築等と判断されるのか。3点目は、既存施設の所有者と将来新築する事業者が異なる場合は、新築等と判断されるのかというものでございます。

審議会の考え方としては、中間のまとめに示した更新の定義を踏まえた見解は次のとおりで、1点目につきましては、例えば、高層建築物を除却し、対象事業に係る施設として同一である高層建築物に建て替える場合は、更新等に該当する。2点目につきましては、例えば、工場施設を除却し、対象事業に係る施設として別である住宅団地を設置する場合は、新築等に該当する。なお、解体工事と一体の計画であれば、解体工事も環境影響評価対象になる。3点目につきましては、事業者が異なるかどうかは判断の要件ではない。事業の内容によって判断するとさせていただきます。

続きまして、次の御意見でございますが、高層建築物の設置や住宅団地の設置のように、新築等と更新等の適用規模条件が同じ事業において、新築等と更新で、手続を進める上で違いはあるのか。あるのであれば明確にしてほしい。例えば、環境影響要因における解体工事の扱いなど、というものでございます。

審議会の考え方としては、更新等の場合、必ず解体があるため、解体工事を含めて環境影響評価を行うことになる。また、新築等については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでと同様に解体工事を含めて環境影響評価を行うことになるかとさせていただきます。

続きまして、次の御意見は、更新対象事業について、中間のまとめでは整理し尽くされていないように思われる。現制度において対象事業として増設が規定されているものが更新の対象ともなるというのが妥当と感ぜられる。また、事例による検証が必要ではないかというものでございます。

審議会の考え方としては、条例の対象事業の全てについて、それぞれ更新の要件を新たに定めるという視点で見直しており、中間のまとめは、その考え方を整理したものである。なお、住宅団地や高層建築物など現制度に増設の規定がないものでも更新の対象とするべきと考えており、原案のとおりとさせていただきます。

続きまして、1の最後の意見でございますけれども、次の御意見は、過去にアセス対象であった事業については、複数の新築事業をまとめた規模で対象案件とみなすものなど、事業

者、施設が法的な取り扱いと整合しない場合があると思われる。このような場合の取り扱い等についても整理する必要があると考えるというものでございます。

審議会の考え方としては、どの対象事業に該当するか、その要件に該当するかの判断は、新たな計画に対して行うものであり、過去の対象事業の規模に対するものではないとさせていただきます。

続きまして、ここからは、2 事業内容等変更時の手続要件の明確化に関することとさせていただきます。

初めの御意見でございますが、変更届が不要となる場合の要件の一つであります①の要件につきまして、基本的な諸元の増加が10%未満である場合とあるが、これに加えて、減少する場合を追加すべきと考える。基本的な諸元が減少すれば、環境影響は減少することが明らかであると考えられるためであるというものでございます。

審議会の考え方としては、基本的な諸元の増加が10%未満の中に御意見の減少があることを含むことを想定していたが、明確な表現ではなかったため、御意見を踏まえ、変更届を不要とする要件に、基本的な諸元が減少する場合を追加する。なお、基本的な諸元が減少する場合、必ずしも環境影響が減少することが明らかとはいえないと考えるとさせていただきます。

それから、続きまして、このページの一番下の意見でございますけれども、変更届が不要となる場合の要件の一つであります③の要件について、対象事業の変更のうち、工期の変更がないものとありますが、工期の変更がないものではなく、工期の短縮を行わないものに修正すべきと考える。同一の工事量であるなら、工期が延びれば、ピーク時における工事による環境影響は減少する方向になると考えられるためであるというものでございます。

審議会の考え方としては、同一の工事量であるなら、工期が延びればピーク時における工事による環境影響は減少する方向になるとは必ずしも言えないと考える。工期の変更があれば、これまでも変更届の提出を受け、条例に基づき公表している。工期の変更は事業内容の変更として広く周知するべき重要な事項の一つであるため、③の要件は原案のとおりとさせていただきます。

それでは、続きまして、1 ページおめくりいただきまして、3 ページの上の欄をご覧ください。

次の御意見は、変更届が不要となる場合の要件の一つであります④の要件につきまして、図書の予測・評価の内容に変更がないかどうかを判断するのに、変更後の予測評価の見直し

作業が必要となるので、事業者側の作業量は変わらないから、この項目は削除すべきと考える。基本的な諸元のみで変更届の有無を判断すべきであり、予測評価の見直しの作業を行うことになれば、事業者側の負担は変更届手続の有無でも全く変わらない。予測評価の見直し作業を行っても、協議の結果、変更届として提出不要となると、事業者からコンサルタント等に委託発注する際に設定する成果物をどうすればいいか混乱するおそれがあるというものでございます。

審議会の考え方といたしましては、条例では、事業内容を変更しようとするとき、知事に届け出なければならないと定めており、また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがある。基本的な諸元が10%以上増加しない場合でも、予測や評価の内容が変わることがあり、環境影響の変化の程度によっては、手続の再実施を判断することになるため、④の要件は重要なものであり、原案のとおりとする。都は、変更届に係る予測評価の見直しが必要となる代表事例を示すなど、事業者が参考にし得る情報を具体的に示す必要があると考える。その示し方や内容については、審議会答申を踏まえ、今後、都で検討していくことになることとさせていただいております。

続きまして、次の御意見ですけれども、ボリュームのある御意見ですが、少し要約させていただきますと、変更届が不要となる場合の①～④までの要件につきまして、①は、手続の再実施の判断基準として説明され、主要な諸元が10%増加すると例示されているように、これまでの変更の事例からすれば、極めて大きな変更の範疇であると考えられる。②は、手続上の関係地域の問題であり、周知手続上の問題と理解される。③は、影響の程度とは直接関係ないものと思われる。④は、これまでの変更届の必要性を検討する上での従来の判断基準に近い考え方と思われる。予測に当たって設定される諸条件、それから、熱源設備の仕様や関連車両の台数やルートなど、細々した事業計画の内容変更が対象となると考えられる。①から④までを同列の基準のように扱うのは適切ではなく、③、④は変更届の必要性に係る判断基準の根拠、①、②は再実施の必要性に係る判断根拠と考えて、制度を整理することが分かりやすくなるものと考えたいというものでございます。

審議会の考え方といたしましては、条例では、事業内容を変更しようとするとき、知事に届け出なければならないと定めており、また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがある。中間のまとめ5ページのフロー図のとおり、条例では、変更届の提出後に手続の再実施の適否を判断する流れになっている。事業内容等変更時の手続要件の明確化に関して、ここでは最初の段階である変更届の

提出時の要件について示しており、①から④までの全ての要件が必要であると考えられることから、原案どおりとするとさせていただきます。

それでは、続いて、1枚おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。

次の2件の御意見もボリュームがある意見でございますけれども、少し要約させていただきます。2件続けて御説明させていただきます。

中間のまとめ3ページの変更時の手続要件の明確化の現状と課題において、軽微な変更の要件について具体的な定めが必要としているが、①から④までの要件が示されたものの、再実施について要件、手続等は具体的に記載されている反面、変更届の必要の有無の判定をどのようにするかについて、明確に示されていないように思われ、次の点を指摘したいということで、1)として、変更届の提出要否の判断については、これまで、最終的には事業者による判断の形として実施してきたと考えるが、中間のまとめでは、誰がどのように判断するかは明確になっていない。なお、新たに設定される①、②の基準に該当するもの以外は、これまでどおりの手順でよい、審議会の意見の聴取は不要と考えるが、そこを明確にしてほしいというものでございます。

それからまた、2)として、変更届の必要性の有無の判断に際して、④や②の判断をするために、事前の予測が必要となるのではないかという懸念する見方がある。本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切でわかりやすいものに見直すことが必要であると中間のまとめの1ページにありながら、変更届が不要であることを明らかとするために、再予測をするということは本末転倒であり、これを前提とした制度は考えにくい。これまでの変更届では、項目ごとに見直し必要性の判断をした上で、見直しが必要とされる場合において再予測を行っている。その場合、一定の判断基準が示されることが望ましいと考える。例えば、工事の施行に際して、ア、イのような基準が想定されるというものでございます。

審議会の考え方としては、1)につきましては、御意見にあるとおり、変更届提出の要否の判断は、これまでどおり事業者に判断していただくことになる。変更届は、中間のまとめ5ページに示す①から④までの全ての要件に該当すれば提出が不要であり、一つでも該当しなければ提出する必要がある。なお、変更届が提出された場合、知事は、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴き、事業内容の変更による手続の再実施を判断することになる。変更届提出以後の手続の流れは現行制度のとおりであるとさせていただきます。

2) の御意見につきましては、条例では、事業内容を変更しようとするとき、知事に届け出なければならないと定めており、また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがある。基本的な諸元が10%以上増加しない場合でも、予測や評価が変わることがあり、環境影響の変化の程度によっては手続の再実施を判断することになるため、④の要件は重要なものとする。なお、②の要件は、事業地の拡大等の事実によって変更届の要否を判断できるケースとする。都は、変更届に係る予測評価の見直しが必要となる代表事例を示すなど、事業者が参考にし得る情報を具体的に示す必要があると考える。その示し方や内容については、審議会答申を踏まえ、今後、都で検討していくことになるとさせていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、5ページの一番上をご覧ください。

ここからは、3、環境影響評価図書の公表方法の見直しに関することでございます。

御意見は、手続終了後も環境影響評価法手続と同様に5年程度は掲載してほしい。また、ウェブサイトからダウンロード又は印刷できるようにしてほしいというものでございます。

審議会の考え方としては、御意見を参考として、図書の掲載期間やダウンロード・印刷の対応について検討する必要があると考える。具体的には、環境影響評価審議会答申を踏まえ、都で検討していくことになるとさせていただきます。

それから、続きまして、4、その他の御意見でございます。

最初の御意見は、一般的に、事業スケジュールは中長期に管理しており、条例改正によって新たなアセス手続が必要となると、事業の進捗に大きな影響がある。改正条例の施行時期をできる限り先延ばしにしてほしい。改正条例が適用されない事業の推進状況の条件、例えば、改正条例施行の段階において、建築確認が申請されている、開発行為29条が申請されている等といったことをできる限り早期に公表していただきたいというものでございます。

審議会の考え方としては、改正条例の施行に当たって、新しい手続について事業者に必要な準備を行っていただくため、適切な周知期間を勘案する必要があると考える。条例の具体的な施行時期については、審議会答申後に都で検討していくことになるとさせていただきます。

続きまして、次の御意見でございますけれども、大規模小売店舗立地法では、質問及び回答集を作成し、適宜更新している。その内容は、具体的な例を挙げ、分かりやすく解説されている。今回の条例改正に関しても、改正に伴い複雑化する適用事例などを具体的事例を用いた質問及び回答集で解説してほしいというものでございます。

審議会の考え方としては、御意見にあるとおり、都は、事業者が参考にし得る情報を具体的に示す必要があると考える。その示し方や内容については、審議会答申を踏まえ、今後、都で検討していくことになるとさせていただきます。

最後の御意見でございますけれども、次の御意見は、特定の地域におきまして、同時駐車能力が1,000台以上の駐車場整備を伴う高層建築物の新築においても、1,000台を超える一定の台数までは、条例第40条第4項の調査計画書の手続の省略の特例を適用してほしい。今日、都心部における大型複合再開発事業においては、複合用途化に伴い大規模駐車施設をあわせて計画するケースが見られる。現状、特定の地域での高層建築物の新築の場合、調査計画書の手続は規定の届出を行えば不要とされている。当措置は、平成14年の条例改正時、都心部における都市再生を促進させることを目的として設定されたと認識しているが、特定の地域における高層建築物の新築であっても、同時駐車能力が1,000台以上の駐車場をあわせて整備する場合には、条例第40条第4項にある特例を受けることができず、手続上必要とする期間が増加することで、本来目的としていた都市再生の促進を遅らせていると考える。また、駐車場整備に伴う環境影響は、高層建築物の新築による環境影響範囲に含まれていることが考えられるというものでございます。

審議会の考え方としては、特定の地域に関する御意見でございます、中間のまとめの記載に関する事項ではないが、御意見として参考とさせていただくとさせていただきます。

それでは、A3判の資料の次にA4判縦の資料2をご覧くださいと思います。

この資料は、東京都環境影響評価制度の見直しについて 答申（案）でございます。

本日は、中間のまとめからの主な変更部分について御説明させていただきます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

第1の東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯というところの最後の3行の部分でございます。本年6月に、中間のまとめを公表し、都民等の意見を聴いて、更に審議を重ねた結果、答申すると内容を変更してございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、3ページをご覧ください。

上から4行目でございます。中間のまとめに対する都民等の御意見を反映いたしまして、「高架、橋梁等の道路又は鉄道等について、橋脚、桁等の除却を伴う更新」と中間のまとめでは記載してございましたが、この部分につきまして、「高架又は橋梁の道路又は鉄道等について、橋脚、橋台又は桁の除却を伴う更新」に変更してございます。

なお、同様の趣旨で、9 ページ、10 ページの別表にも、道路と、それから鉄道等の部分がございますが、その部分の記載も変更してございまして、具体的には、9 ページの一番右の更新等の欄のうち、※2 に四角囲みがありますが、その中の記載を変えております。

それから、10 ページも同様に、鉄道等の更新等の記載の欄のうち、※2 の四角囲みの中の記載を今と同様に変えてございます。

それでは、また、3 ページにお戻りいただけますでしょうか。

ウのところの表題の記載を若干変えてございます。

それから、また1枚おめくりいただきまして、4 ページと5 ページでございます。

こちらは、いずれも共通した部分の変更でございまして、4 ページでいいますと、真ん中のところの段落の、ちょうど真ん中あたりの部分でございまして、5 ページでいいますと、四角の囲みの中の変更届が不要となる場合の①の要件の部分でございまして、ここも中間のまとめに対します都民等の御意見を反映いたしまして、「基本的な諸元以外の変更又は当該基本的な諸元の増加が10%未満である変更」と中間のまとめで記載していましたが、この部分について、「若しくは減少がある変更」という部分を追加してございます。

それでは、もう1枚おめくりいただきまして、7 ページをご覧ください。

(3) の環境影響評価図書の公表方法の見直しでございまして、この現状と課題の中で、現在公表している図書を列記してございますけれども、6 月の総会での池本委員の御指摘を受けまして、最後のところ、環境影響評価書の後に「事後調査報告書」というものを追記してございます。

それから、7 ページの下の3、更なる制度改善に向けてというところでございます。

こちらの部分は、本審議会は、施設更新時の手続の明確化を中心として、早期に見直すべき事項を検討してきた。今回検討した事項以外にも、次の論点は、本制度の更なる改善に向けた重要な事項であり、今後も本制度がその役割を十分に果たしていくよう、本格的な検討を進めていく必要があるということで、(1) で計画段階環境影響評価制度の見直し、それから、(2) で自主的な環境影響評価制度の導入、それから、(3) で対象事業の種類や要件の見直し、この3点につきまして、見直すべき理由を説明した上で記載しているところでございます。

以上で、資料1及び資料2に関する説明を終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました資料1と2に関して、何か御質問等がございましたら

らお願いいたします。

それでは、藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員 答申の修正に関してはそんなに意見はないんですが、資料1の別紙の御意見に対する審議会の考え方の書き方に関してなんですけど、いただいた御意見にきちんと答えていない点があるように思うので、そこはもう少し丁寧なほうがいいのではないかと。

例えば、A3の1ページの3つ目の意見の、桁等の等とは何かについて右側で、等とは例えばこれですっていうことを多分答えてないですよ。というような箇所がありますので、全ては答えられないと思うんですけど、例えばということで外延というより内包、こういうのを想定してますというのを答えられるところは答えたほうがいいのではないかと。

それが該当するのが、この1ページ目の今の3番と、1ページ目の一番下の増設等又は更新等のどちらに該当するかについても、余りぴたっと答えていないなというのと、それから2ページ目の2番、意見に番号が付いていないのでやりにくいんですけど、2ページ目の2番目の意見で新築等と更新で手続を進める上で違いはあるのかという質問で、括弧して例えば解体工事の扱いなどって書いてあるんですけど、右側の答えは解体の話しか答えてないように思うので、これもそもそも手続の違いはあるのかを答えていないかなというふうに思いました。

あと、最後のA3判の5ページ目の4のその他の最初の意見も、これはイエス、ノーというより御意見のほうが、改正条例が適用されない事業の推進状況の条件というのは、要はどこまで進んでいけばこの改正条例が適用されないのかを恐らく聞きたいと思うんですけど、その答えがないので、こういうところはもうちょっと答えられることは答えたほうがよいのではないかと、まずその点です。

○柳特別部会長 いかがでしょうか。

○松岡アセスメント条例担当課長 そうですね、分かりました。今の御意見について、ある程度お答えできますけれども、例えば、橋、桁等の等でございますけれども、橋脚、橋台又は桁としてございますので、ここについては、橋台が等に該当するところでございます。それから、一番下のところですけども、こちらの案件につきましては、確かにもう少し検討させていただきます。若干、内容が具体的、かつ少し詳細過ぎるかなというところもございますので、このように回答させていただいた、審議会の考え方としてはこのようにお示ししたところでございますけれども、確かにおっしゃることはごもっともですので、もう少し答えられる範囲で考えていきたいと思っております。

それから2ページ目ですけれども、新築と更新等で手続を進める上で違いがあるのかというところでございますが、基本的に解体工事がもしどちらもあるれば手続上の違いはないということになります。

それから、5ページ目です。こちらにつきましては、条例の附則のところに記載することに、いつの段階で、条例の施行日はいつどの段階であれば適用されるかというのは、条例の附則のほうで通常、規定していくことになりますので、審議会の御意見としては、こちらに記載させていただいたとおりの回答になるのかなと思います。

○柳特別部会長 ということですけど、よろしいでしょうか。

説明をできるだけ、この審議会の考え方として、考え方を大枠を示すんじゃなく、もう少し質問に対して具体的に答えるような形にしたほうが分かりやすいと思うんですね。何か逃げてるように思われるような考え方だとちょっと困るかなと思いますので、具体例を示しても構わないと思うんですね。例えば、Q&Aを示すということだとQ&Aでこういうふうな形で検討していきますとか、そこまで踏み込んで書いてもいいのではないかなというふうには思いますけど。

藤倉委員どうぞ。

○藤倉委員 今の最後の5ページの件なんですけど、審議会の考え方の答えのほうが行時期間の話しかしてないんですけど、何が対象になるかを多分聞いているので、それも明確にするっていうふうに言っていたかないと分からないんじゃないかって、そういう趣旨ですね。

○松岡アセスメント条例担当課長 失礼いたしました。いただいた御意見を反映するように次回に修正して答申したいと思っております。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

○藤倉委員 じゃ、すみません、あと2つあるんで。

1つは、今の施行日に関連して、A3判の2ページ目の上の塊の4つ目の御意見が過去のアセス事業の話をしていて、考え方のほうが、同じことなんですけど、「その要件に該当するかの判断は、新たな計画に対して行うものであり、過去の対象事業の規模に対するものではありません」なんですけど、施行日以降に提出される新たな何に対してとか、ここも要するに考え方としてどういうものがいつ以降のものにどう対象になるのかっていうのを、もうちょっと丁寧に説明していただきたいなと思います。

もう1つは、資料2の意見なんですけど、さっき御説明、資料2の7ページですが、先ほど審議会のほうで御意見があったので答申案を直したと御説明のあったところで、7ページ

の1番上の現状と課題の2行目に、事後調査報告書を加えたというお話があったかと思うんですけど、そうしたら事後調査報告書の後にある等って何があるんですか。

○柳特別部会長 等は要らないということですね。だから、等を入れたのは事後調査報告書もあるということで、環境影響評価書等で止めてたわけですけども、等は要らないんじゃないかということ、それをなどと読むんだったら、たくさんありますよという意味でなどを入れましたということだと、例示なんだということでもいいかもしれないんですけど、後につけ加えたんだったら、それ以外に図書はないのもう要らないんじゃないですか。等を取っていいと思いますけど。

○松岡アセスメント条例担当課長 等の中にあるものに、例えば事後調査計画書もそうですし、あるいは変更届、こういったものもアセス図書の中に入ってくるので、結構、ここに今、主立ったものとしては挙げているんですけども、ほかにもありますので、等を入れたということでございます。

○柳特別部会長 そうですか。じゃ、図書には全て書くっていうのも1つの考えですよ。変更届も含めて、事業者から出していただく全ての図書についてこういうものがあると、全部明記してしまうか、どうせやるんだったら、そこまでやったほうがいいんじゃないですか。

○松岡アセスメント条例担当課長 今、これについては事務局でも整理させていただいております、その範囲がどこまでかっていうところを今のところ明確に言えないというのもあるって、等という形でこれ以外にもあるっていうことを表現として書かせていただいているということでございます。

○柳特別部会長 そうすると、主としてというようなことですよ、こういうものがあると。

○松岡アセスメント条例担当課長 そうでございます。

○柳特別部会長 何か言葉を補うといいかもしれないですね。

藤倉委員 よろしいでしょうか。いろんな図書がもっとあるんだと、変更届もあると。

○藤倉委員 説明を伺って、私は逆に等でいいかなと思ったんですけど。

○柳特別部会長 じゃ、そのままでもよろしいということですね。

じゃ、このままでよろしいそうですね。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

○藤倉委員 じゃ、もう1つ。すみません、私ばかりで。

結構内容に関する大きな話というか、要は、変更届が不要になる場合に関して、影響がなければ要らないよとあっていて、その挙証責任というか説明の責任を事業者に求めているの

で、結局再アセスが要るんじゃないのという趣旨の御意見があったと思うんですけど。それで、それについての、全体的にそういう趣旨が多かった、幾つかあったように感じたんですが、例えば3ページの大きな意見なんかがそうだと思うんですけども、要するに、環境に影響を及ぼすおそれがあるとか、ないについても、ある程度は都で考え方のガイドライン的なものを今後示すという理解でよろしいのでしょうか。4ページの下のほうの意見もそうかなというふうに思うんですけど。確認です。

○松岡アセスメント条例担当課長 今回の御質問ですけれど、既に答申案の4ページに記載がありますが、こちらの真ん中のパラグラフというかまとまりの中の「5ページ」から始まる場所ですけれど、その次に、①又は②の要件に該当しない場合は、環境影響評価法令では手続の再実施を求めていることになり、本制度による変更の届出の後には、本審議会への意見聴取を経て、手続の再実施を求めることが適当であると本文中に記載してございまして、基本的に①とか②の場合には、都の判断として環境への影響が大きいということで、審議会の御意見はも聴いた上で、再アセスにつながるとこの段階で既にお示ししているというところでございます。

ただ、③とか④の要件につきましては、個別具体的に判断しなければいけないというふうに考えてございます。

○柳特別部会長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

先ほどの説明の中で、条例の施行時期の問題ですけれども、それは過去の事案を参考に、いつぐらいにという猶予期間をどの程度定めるかということですが、意見の中には長めにお願いしたいという意見もありますけど、大まかには大体どのぐらいをお考えなんですか。条例が通ってから1年とか2年とか、その間に、東京都としても基本的なほかの規則的なところを整備したり、場合によってはこの例規集の中にあるような技術的なところも手を加えるのか、どういうふうにお考えになってますか、今のところは。

○松岡アセスメント条例担当課長 過去の例からいきますと、1年とか2年とか空けているケースがある、条例施行までに期間を置いているケースがございまして、どのぐらいの期間を設けるかについては、今回の場合、東京都においても、この条例ができた後は規則を制定したり、そういう手続があるかと思しますので、比較的長い期間になるかと思っております。

○柳特別部会長 ものによってはすぐやっても問題ないようなこともあるので、条項におい

てはこれはいつから、こちらについてはいつからというふうに2段階施行とかそういうのもあり得ると思いますので、そこら辺は整理していただければよろしいかと思えますけど。

○松岡アセスメント条例担当課長 おっしゃるとおり、条文の規定の内容によって施行時期というのは当然変わってきますし、あともう1つ事業者が準備期間が必要なものにつきましては、長めの周知期間をとるなどというふうに考えてございます。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日予定しておりました審議は全て終了ということです。ほかに特になければこれで特別部会を終了させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午後4時20分閉会)